

袋井市子ども読書活動推進計画（改訂版）

— 子どもと本が出会えるまちをめざして —



平成 24 年 4 月

袋井市教育委員会

はじめに

子どもにとっての読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠かすことのできない大切なものです。しかし、現在の子どもを取り巻く環境は大きく変化して、全国的には子どもの読書離れの傾向が進み、子ども自身が自ら課題を見つけ、考え、判断する能力や表現する能力の低下、さらには学力への影響などが懸念されてきました。

国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を公表しました。これを受けて静岡県においては平成16年1月に「静岡県子ども読書活動推進計画」が策定され、袋井市でもこれらを踏まえ、平成19年3月に、「子ども読書活動推進計画」を策定し、「子どもと本が出会えるまち」をめざして市民総ぐるみで子どもの読書活動の支援ができるよう取り組んできました。

その後、電子媒体による映像の普及や電子書籍の導入により、読書を取り巻く環境は急激な変化をとげ、一段と多様化して複雑になっているのが実情です。

本市は「徳育（心ゆたかな人づくり）」を教育の理念としており、その中で読書活動の推進は、重要な方策として位置づけています。このたび、これまでの取り組みの現状と新たに生じた課題を踏まえ「袋井市子ども読書活動推進計画」の改訂版を策定しました。

今後はこの新たな計画に基づき、家庭、地域、学校、図書館、関連団体などが緊密に連携を図りながら、子どもの読書活動の推進を積極的に行ってまいります。あわせて、市民の皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成24年4月

袋井市教育委員会
教育長 小林哲雄

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画の目的	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
4 計画の実効	1
5 計画の基本方針	2
※ 袋井市子ども読書活動推進計画の体系	3
第2章 施策の方向性と取組	4
1 家庭における読書活動の推進	4
2 地域における読書活動の推進	6
3 保育所・幼稚園における読書活動の推進	7
4 学校における読書活動の推進	9
5 市立図書館における読書活動の推進	13
6 啓発・広報等における読書活動の推進	16

第1章 基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」という「子どもの読書活動の推進に関する法律^{*1}」の基本理念に則り、行政と市民とが協働して子どもの成長に資することを目的とし、平成19年3月に策定した「袋井市子ども読書活動推進計画」の現状や課題を踏まえて、改訂するものです。

2 計画の性格

この計画は、次のことを基本に策定しています。

- (1) 国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」を基本としています。
- (2) 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）」及び「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次計画）」を基本としています。
- (3) 袋井市の教育理念である「心ゆたかな人づくり」（徳育の推進）の実現と結びつくものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。その間、必要に応じて、見直しを図り、計画を実効性のあるものとしていきます。

4 計画の実効

この計画を実効性あるものとするため、関係機関及び関係施設においては、必要とされる予算の確保に努めます。

また、この計画の推進にあたり、国・県に対して、必要な財政上の措置を求めていきます。

5 計画の基本方針

袋井市は、市内のすべての子どもが自主的に読書活動を行うことを目指し、ひいては、市民一人一人が生涯を通じて読書習慣を確立し、各々が自らの意見を形成する力を養え

^{*1} 平成13年12月に制定公布され、概ね18歳以下の子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、政府が基本計画を策定・公表することや、4月23日を子ども読書の日とすることなどをあげている。

るよう取り組んでいきます。そのため、以下に述べるような、成長過程に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策を、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組みます。

(1) 「本に出会い、本を知る」(乳幼児期への働きかけ)

乳幼児期から、子どもが「本と出会い」、「本を知っていくこと」は、読書習慣を身につけていく上で大切です。そして、それは本の楽しさを保護者が子どもと分かち合うところから始まります。

ア 親子のふれあいを重視した読書推進への取り組みに対する支援・啓発を図ります。

イ 市立図書館など、身近な地域の読書環境を整備します。

(2) 「本に親しみ、本を活かす」(就学期への働きかけ)

就学期には、読書習慣を身につけ、本に親しむことによって知識を蓄え、心を豊かにすることが望めます。それが、社会の中で生きていくための術を得ることや心の支えにもつながります。そこでは、図書館が強い味方になります。また、本を通じた友人等との交わりは、さらに読書の味わいを深いものにします。

ア 学校全体で読書習慣づくりに取り組む推進体制を整備します。

イ 学校図書館の活性化を図るため、資料・設備の充実、人員配置の促進に努めます。

ウ 家庭や学校での読書活動を支援する市立図書館等、地域の読書環境を整備します。

エ 公民館や児童館、放課後児童クラブ等、地域で子どもを育む取り組みの中で、読書に親しむ活動を促進します。

(3) 「本と生き、本を伝える」(成人への働きかけ)

私たちは、日常生活を営んでいく上で誰でも様々な疑問や課題を持ちます。読書はこれらを具体的に、また間接的に解決する手段の一つです。成人してからも生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そしてその姿を次世代の子どもたちに伝えていくことが望めます。

ア 大人自身の読書活動を推進するための啓発と環境整備に努めます。

イ 保護者に対し、親子読書など家庭での読書を啓発します。

ウ 地域における読書普及活動への参加及び理解と協力を呼びかけます。

国・静岡県

読書県しずおか～県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣の確立

袋井市「心ゆたかな人づくり」

本に出会い、
本を知る

本に親しみ、
本を活かす

本と生き、本
を伝える

家庭

保護者

子ども

- (1) 保護者への啓発
- (2) 子育て支援センターでの活動
- (3) 映像メディアとの関わり方についての働きかけ
- (4) ブックスタート事業の実施とフォローアップ事業の実施

支援・協力

支援・協力

支援・協力

支援・協力

地域

- (1) 施設の運営・蔵書の整備
- (2) 学習機会の提供
- (3) 市立図書館との連携

保育所・幼稚園

- (1) 読み聞かせ等の実施
- (2) 保護者への啓発
- (3) 蔵書の充実
- (4) 職員研修
- (5) 市立図書館との連携

学校

- (1) 職員の配置
- (2) 資料の収集整理
- (3) 施設・設備の整備・充実
- (4) 読み聞かせや朝読書の実施
- (5) 読書指導の推進
- (6) 地域・市立図書館との連携

市立図書館

- (1) 蔵書の整備と充実
- (2) ブックリストの作成
- (3) 専門職員の配置と養成
- (4) 各施設との連携
- (5) おはなし会等の開催
- (6) 障害のある子へのサービス
- (7) 読み聞かせボランティアの育成

連携・協力

支える

啓発・広報活動

第2章 施策の方向性と取組

本市における「子ども読書活動推進計画」の策定にあたっては、その基本的な考え方として、子どもが日常生活の中で立ち寄る、市内のありとあらゆる施設や場所に子どもの本が配置され、子どもが1人で静かに本を読んだり、親と子が、あるいは子ども同士が、お互いに絵本や童話を読み聞かせ^{*2}たりして、本を介して楽しいひとときが過ごせるように、「子どもと本が出会えるまちをめざして」を、この計画のキャッチフレーズとします。

1 家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に読書と出会う場であるだけでなく、読書に対する興味や関心を培う上でも重要な役割を担っています。

乳幼児期に親から1日5分から10分程度、絵本を読んでもらい、絵本やおはなし、語りかけられることの楽しさを充分味わうことが、親子の温かい人間関係を育むとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、ひいては基本的な生活習慣や自主性・創造性を培っていきます。また、子どもの聞く能力や言葉に対する感性を高め、言葉の土壌を豊かにします。

このため、家庭における読書の大切さを啓発するとともに、読書の楽しさを知ることができるよう取り組みを推進します。

(1) 現状

- ・ 赤ちゃんと保護者が、絵本を通して温かく楽しいひとときを持つことができるよう、保健センターで行われる乳児相談の機会においてブックスタート^{*3}を実施しています。
- ・ 子育て支援センターでは、乳幼児期からの読み聞かせや読書の推進を図るために、児童用図書を整備して、訪れる親子に提供しています。また、地域巡回型子育て支援センター事業「くるクル^{*4}」では、読み聞かせが行われ、「親と子ども」、「親同士」そして「子ども同士」が楽しく交流できる場所が提供されています。
- ・ 読み聞かせの意義や子どもに読んであげたい本についての情報を提供するため、市

*2 子どもたちに声を出して本を読んでもらうこと。複数の子どもを対象にした読み聞かせは、一般的に絵本を使って行うことが多い。

*3 地域の保健センターで行われる0歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんや保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動。赤ちゃんや保護者が絵本を通して、暖かく楽しい本のひとときを持つことをめざしている。袋井市では平成19年度より開始した。

*4 地域の公共施設等を巡回する子育て支援事業で、平成17年10月より開始した。「くるクル」の会場では、遊びや読み聞かせなどが行われている。

立図書館を中心に、各支援センター等で子どもと本の関わりについての教室を開催しています。

(2) 課題

- ・ 読み聞かせは、子育て支援センターあるいは市立図書館など、それぞれの分野で個別に実施しており、子どもの成長を見据え一貫性をもったものになっているとはいえません。
- ・ 日本小児科医会^{*5}では、2歳までのテレビ・ビデオの視聴や授乳中、食事中のテレビ・ビデオの視聴を控えるよう呼びかけをしていますが、本市でもさらに啓発していく必要があります。
- ・ ブックスタート実施後の親子に対して、読書の継続を呼びかけるフォローアップ事業の取り組みを充実する必要があります。

(3) 推進項目

ア 保護者への啓発

- ・ 保護者が集まる機会に、保護者に対して読書や読み聞かせや語りかけの重要性について働きかけます。

イ 子育て支援センターでの活動

- ・ それぞれの分野で個別に実施している読み聞かせを体系的に見直し、一貫性をもって継続的に絵本と出会う機会を提供できるようにします。
- ・ 各支援センターに、子どもの発達段階にあった本を設置します。
- ・ 各支援センターの担当職員と市立図書館職員が連携し、本や子ども読書の情報を提供します。

ウ 映像メディアとの関わりについての働きかけ

- ・ 子どものテレビ・ビデオ等の視聴について、子どもの成長に大きな影響を及ぼすため、その適切な関わり方について啓発を図ります。保護者と子どもで映像メディアを上手に利用するルールづくりの呼びかけをします。

エ ブックスタート事業の実施とフォローアップ事業の実施

- ・ ブックスタートを引き続き実施します。また、ブックスタート実施後の子ども

*5 2003年社団法人日本小児科医会が、「子どもとメディア」の問題に関する提言を行う。この提言で、テレビ・ビデオの等の問題点をあげ、“2歳までのテレビ・ビデオ視聴は控えましょう”等5項目の具体的提言をしている。

と本との関わりについて相談に乗り、発達段階に沿った本の紹介や、個々の親子に合ったアドバイスを行う等のフォローアップ事業を実施します。

(4) 努力目標

目 標 項 目	平成23年度実績	平成28年度目標
1週間に1度は家庭で本に親しむ子どもの割合	新規	80%

2 地域における読書活動の推進

地域には、公民館や児童館・放課後児童クラブ・保健センターなど、子どもの健全な育成を支援する施設や子ども会・自治会・育児サークル・読み聞かせ活動団体など、子どもと深くかかわる組織が数多くあります。それらの施設、組織は、地域の子どもの読書活動の推進においてもその効果が期待できる場であることから、子どもが読書に親しむ多様な機会を提供し、また読書環境の充実を図る取り組みを推進します。

(1) 現状

- ・ 公民館では、公民館図書室^{*6}を設置しており、蔵書を整備して貸出しています。
- ・ 一部の公民館では、読み聞かせなどの事業が行われています。
- ・ 放課後児童クラブでは、市立図書館からの団体貸出などを利用して子どもの読書を推進しています。
- ・ 児童館では、児童書を整備するとともに市立図書館からの団体貸出などを利用して子どもの読書を推進しています。

(2) 課題

- ・ 公民館の蔵書の更新が図りにくい状況です。
- ・ 公民館図書室の管理は、公民館職員が行っていますが、十分な時間を充てられない状況です。

(3) 推進項目

ア 施設の運営と蔵書の充実

- ・ 各公民館図書室には、多数の蔵書がありますが、いずれも、購入して時間の経過したものが多く、新鮮さと魅力に欠けるため、蔵書の更新と充実に努めます。
- ・ 図書の貸出方法については、利用者が行っていることから、各公民館で管理運

*6 公民館に付設された図書室。公民館の目的を達成するために、図書・記録・資料等の収集や貸出を行う。公民館と図書館との連携の接点にあり、図書館のサービスポイントの一つとして機能している。袋井市の場合独立した部屋は設置せず、「図書コーナー」としているところが多い。

営方法を検討することで利用促進を図ります。

- ・ 保健センターに乳幼児向けの図書を設置します。
- ・ 市立図書館から放課後児童クラブへ図書の貸出を引き続き行い、図書の充実を図っていきます。

イ 学習機会の提供

- ・ 公民館で行われている乳幼児家庭教育学級や小学校家庭教育学級の学習項目の中に子どもと読書についての学習を取り入れ、推進を図ります。

ウ 市立図書館との連携

- ・ 市立図書館と連携して、図書や子どもの読書に関する情報を提供します。

3 保育所（園）・幼稚園における読書活動の推進

幼児にとって、家庭と同様に長い時間を過ごす場所が、保育所（園）や幼稚園です。保育所や幼稚園で、日常的に絵本などの読み聞かせを行うことで、すべての幼児が平等に絵本などの楽しさを体験できます。

幼児期に読書の楽しさと出会うために、保育所や幼稚園において、絵本コーナーの充実、環境整備に取り組みます。

また、子どもの発達段階に沿った絵本の読み聞かせなどを行うため、保育士、教諭への研修を充実します。

(1) 現状

- ・ 市内の保育所や幼稚園においては、保育士や教諭による読み聞かせが日常的に行われ、絵本に触れる機会を大切にしています。また、市立図書館を訪問したり、団体貸出を利用することで、図書館利用の楽しさを教えています。
- ・ 家庭での読み聞かせを実施するよう保護者への啓発活動を行っています。
- ・ 子どもの発達段階に応じた読書の推進を図るため、幼稚園教諭の研修を行っています。

(2) 課題

- ・ 保育所や幼稚園には絵本の蔵書が少なく、市立図書館の団体貸出による配本に頼っているのが現状です。
- ・ 子どもの発達段階に応じた読書の推進を図るため、幼稚園教諭の研修を行っていますが、保育士の研修が十分ではありません。

(3) 推進項目

ア 読み聞かせ等の実施

- ・ 子どもの発達段階に合った絵本を用いて、読み聞かせやストーリーテリング^{*7}を行います。

イ 保護者への啓発

- ・ 日常生活における読み聞かせを実施するよう、保護者への啓発活動を行います。

ウ 蔵書の充実

- ・ 子どもの発達段階に沿った図書の貸出ができるように関係部署の理解・協力を得て、蔵書数の増加を図り、すべての子どもが日常的に本に親しめる環境を整えるため、絵本コーナーの充実を図ります。

エ 職員の研修

- ・ 子どもの発達に応じた読書の推進を図るため、また、保育者が保護者からの子どもの読書に関する質問に対応できるよう保育士及び幼稚園教諭の研修を行います。

オ 市立図書館との連携

- ・ 子どもに対する読み聞かせの促進を図るために、市立図書館と連携して、保護者等に読み聞かせの指導をします。

4 学校における読書活動の推進

学校は、各教科の学習や特別活動、総合的な学習の時間等を通して子どもの読書習慣の形成や図書館の利用の促進に関して大きな役割を果たしています。

また、学童期における良質な本との出会いは、読書に対する興味・関心を広げるものであり、思春期における読書は、自我の確立に大きな影響を与えます。

このため、学校図書館^{*8}は児童・生徒の豊かな心を育む場となるよう、図書資料の整備はもとより、学校における図書館担当職員を配置し、子どもの発達段階に応じて読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的な読書活動を推進します。

*7 「物語、お話を覚えて語って聞かせること」で、素話、語りとも言われる。読み聞かせと違って絵本を使わないので、おはなしを聞いて自分で想像しながら、楽しむことができる。

*8 児童・生徒及び教職員の学習・教育・研究などの活動を進めるため、図書等を収集整理・保存して利用に供する学校内の施設。学校図書館法によって、小中高等学校に設置が義務づけられている。

(1) 現状

- ・ 小中学校では、学校図書館の図書の実を充実を図るとともに、学校図書館を利用した学習活動を行っています。
- ・ 旧袋井市内の小学校の2年生若しくは3年生を対象に袋井図書館が実施している「茶の間ひととき親子読書」事業により、学校における読書の幅を広げたり、家庭における親子読書の活動の推進に努めています。
- ・ 小中学校では、授業開始前に一定の時間を設けて一斉に読書を行う「朝読書^{*9}」の実施や、教諭や地域ボランティアによる読み聞かせの実施など、本との触れ合いを大事にした教育が進められています。
- ・ 司書教諭^{*10}が協議をして選定した、子どもたちに読ませたい推薦図書を「フーちゃん文庫^{*11}」として市内の小中学校に配布して利用しています。
- ・ 司書教諭の配置については、すべての小中学校に配置しています。また、学校司書^{*12}（学校図書館サポーター）を配置して各学校を巡回しながら図書の整備や調べ学習、読書活動の支援をしています。
- ・ 市内の一部高校については、図書館職員やボランティアにより読み聞かせ活動が実施されています。
- ・ 中高校生については、一部の生徒が市立図書館でいわゆるインターンシップを行い、職場としての視点から図書館を理解する機会を提供しています。
- ・ パソコンを利用し、知りたい情報をインターネットによって検索できます。

(2) 課題

- ・ 学校司書（学校図書館サポーター）が全校には配置されておらず、各校を巡回して業務を行っています。
- ・ 司書教諭は、読書推進や図書館業務のための時間が確保されておらず、司書教諭としての業務が行いにくい状況です。

*9 朝の読書活動。始業前、10分間程度、児童・生徒・教職員全体が本を読む活動。

*10 学校図書館法に規定された学校図書館の専門的業務にあたる職員で、教諭であることが前提とされている。平成15年度より、小規模校を除き、司書教諭の配置が義務づけられた。学校図書館の読書センター化、学習・情報センター化に伴い、その役割は重要になっている。

*11 司書教諭が協議をして選定した、子どもたちに読ませたい推薦図書。

*12 学校図書館が充分活用されるように、図書館を整備し、サービスを行う職員。司書教諭と協力して、学校図書館の機能を充実させる役割を担っており、現在、県下でも学校司書を配置する自治体が増えてきた。袋井市の場合「学校図書館サポーター」という名称で配置している。

(3) 推進項目

ア 職員の配置

- ・ 学校図書館に一定時間、職員を配置し、蔵書の充実や整理を行うことができるようにします。また、読みたい本や知りたい情報・資料を児童生徒や教師に提供できるようにします。
- ・ 学校司書は、司書教諭と連携・協力して学校図書館の開館時間を拡大し、子どもが自由かつ手軽に図書を借りることができるようにします。
- ・ 司書教諭が本来の役割を果たすために、校務分掌の見直しなど、教職員間の協力体制を築き、司書教諭の仕事の時間の確保をしていきます。

イ 資料の収集整理

- ・ 司書教諭としての時間の確保により、学校図書館の管理運営の向上及び利用促進を図り、資料の選択・収集、情報提供や読書活動、調べ学習^{*13}などに適切な助言と、学習に関係する図書や資料の紹介を行い、児童生徒の学習活動の充実を図ります。
- ・ 国の学校図書館図書標準^{*14}の達成を目標に、子どものニーズに合った蔵書の充実に努めます。
- ・ 傷んだ図書や古くなった図書の更新を行い、蔵書の整理をし、児童・生徒の興味や関心に応じられるように、図書の質を充実していきます。
- ・ 発達段階や地域の特性などに配慮した市推薦図書（フーちゃん文庫）の選定を行い、計画的に図書資料の充実を図ります。
- ・ 授業に役立ち、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応えられる魅力的な図書資料や視聴覚資料などの収集を行います。

ウ 施設・設備の整備・充実

- ・ 魅力ある本を自由に読めるスペースの確保、利用しやすい設備・資機材の充実を図ります。

エ 読み聞かせや朝読書の実施

- ・ 毎日15分程度の朝読書の時間を確保します。

*13 学び方を学ぶ学習として、子どもが自分自身の力で課題を設定し、その学習課題の解決に向けて学習計画を立て、調査・研究をし、解決を図っていく学習活動の形態である。

*14 公立の義務教育諸学校で、学校図書館の図書の整備・充実を図る際の目標として、平成5年度に設定されたもの。

- ・ 地域ボランティア・保護者ボランティアや教諭による読み聞かせやストーリーテリング等を定期的に行い、読書の習慣づけを図ります。

オ 読書指導の推進

- ・ ブックトーク^{*15}・調べ学習・アニメーション^{*16}・読み聞かせなど多種多様な読書活動を推進します。
- ・ 読書の大切さを保護者へ広めるため、学校だより等で啓発をします。
- ・ 学校で読書指導計画を立て、読書活動の推進を図ります。
- ・ 優れた読書活動の先進事例の情報収集や情報交換に努めます。

カ 地域や市立図書館との連携

- ・ 保護者や地域の人材による学校図書館ボランティアを活用し、司書教諭や学校司書の指導のもと、学校図書室運営のサポートを図ります。
- ・ 学校図書館の地域開放が可能な場合には、本来の教育活動に支障を来たさない範囲で、学校の実情に応じた開放方法などを検討します。
- ・ 市立図書館と連携して、図書や子どもに関する読書の情報を提供します。

(4) 努力目標

ア 子どもの1か月の目標読書冊数

静岡県調査によると、子どもの1か月間の平均読書冊数は、小学生で6.1冊、中学生で3.2冊、そして高校生では1.8冊と、年齢が高くなるにつれ、読まれる本の数が減少しています。

こうしたことから、市内の小中学校の児童生徒について、子どもの1か月の目標読書冊数を5年間で、小学校低学年では10冊、中学年では7冊、高学年では4冊、そして中学生では3冊としていきます。冊数の達成と同時に、個々の読書段階について配慮し、適切な評価を行います。

イ 学校の図書標準を達成している学校数の割合

学校図書館の図書の充実を図り、児童生徒の健全な教養を育成するために、平成5年度に、学校図書館図書標準が設定され、公立の義務教育学校における計画的な

*15 本と子どもを結びつけるための児童サービスの一環として発展したもの。あらかじめあるテーマのもとに、何冊かの本を集め、グループの子ども前でそれらのあらすじや著者紹介などを含めて、順序よく紹介する方法をいう。

*16 スペインで生まれた読書教育法であり、あそびのスタイルによって、本の読めない子どもを読めるように導こうとする試み。

図書の整備が求められています。

袋井市内における小中学校の図書標準の達成率については、小学校が25%であり、中学校については0%であるため、学校の図書標準を達成している学校数の割合を5年間で、小中学校とも75%としていきます。

ウ 学校図書館に学校司書等を配置している割合

平成9年6月「学校図書館法」の改正により、平成15年度から12学級以上の学校において司書教諭の配置が義務づけられ、これからの学校図書館については、児童生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能が求められるようになりました。

さらに、平成17年度から学校司書等を市内の小中学校に配置し、学校図書館の充実や読書活動の推進が図られているところです。学校司書等の小中学校での配置割合が100%であり、これを継続していきます。

エ 司書教諭としての担当時間

司書教諭については全校配置がされていますが、司書教諭としての担当時間が確保されにくい状況であるため、今後は司書教諭としての担当時間を週1時間程度確保するようにします。

NO	目 標 項 目	平成23年度実績		平成28年度目標	
1	子どもの1か月の目標読書冊数	小学校	9冊	小学校低学年	10冊
		中学校	3冊	中学年	7冊
				高学年	4冊
				中学校	3冊
2	学校の図書標準を達成している学校数の割合	小学校	25%	小学校	75%
		中学校	0%	中学校	75%
3	学校図書館に学校司書等を配置している割合	小学校	100%	小学校	100%
		中学校	100%	中学校	100%
4	司書教諭としての担当時間		週0時間		週1時間

5 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館は、すべての市民に対して開かれた施設であり、気軽に本と親しむことができる場所です。子どもが本と出会い、本の楽しみを知り、様々な読書体験ができるように、子どもの言葉や心の成長を支える質の良い蔵書が子どもと読書について学んだ児童サービス専門職員によって選り抜かれ、子どもと本を結びつけるための活動を行う機関であります。

市立図書館は、市内すべての子どもと子どもの本にかかわる人々をサポートし、子どもの自発性を尊重しながら、個々の発達段階に応じた働きかけを行い、次世代を担う子どもたちの健やかな成長に資する取り組みを推進します。

(1) 現状

- ・ 市立図書館における児童対象サービスとして、児童書の充実を図るとともに、年齢に応じた読み聞かせなどの事業を進めています。
- ・ 保育所及び幼稚園に対する「貸出文庫」、旧袋井市内小学校の2年生又は3年生に対する「茶の間ひととき親子読書」図書貸出、浅羽中学校区の幼稚園対象の読み聞かせ、公民館図書室や児童館への図書貸出、子育て支援センターや、放課後児童クラブへの図書貸出も行っています。
- ・ 読書の喜びを表現する機会を作るために「市民読書感想文コンクール」を開催しています。そこでは、親子読書の部を設け、親子での読書推進を図っています。
- ・ 読み聞かせで子どもに読んであげたい本を紹介する「絵本のリスト」を刊行しています。また、読み聞かせから一人読みへのスムーズな移行ができるように「幼年童話リスト」を刊行し、市内のすべての4歳児に配布しています。
- ・ 月見の里学遊館図書館分室では、幼児、児童への読み聞かせやボランティア活動の参考となるようワークショップを開催しています。
- ・ 市立図書館を訪問した保育所・幼稚園・小学生などに読み聞かせを行う事業や、幼稚園や保健センターを訪問して読み聞かせを行う事業も展開しています。
- ・ 「おはなし会」等には、個人やグループのボランティアの協力により進められている部分も多いので、ボランティアグループの勉強会や講演会も開催しています。
- ・ 中高校生が本に興味を持つ機会をより多く提供するため、中高校生向け資料の取

集に努め、ヤングアダルトサービス^{*17}を推進しています。

- ・ 子ども読書活動推進講演会を毎年1回開催しています。
- ・ 子ども向け図書館だよりを年1回作成し、配布しています。

(2) 課題

- ・ 各図書館に司書が配置され、児童書に関する資料の収集と読書活動の推進が行われていますが、十分ではありません。
- ・ 児童サービス専門職員がおらず、十分な奉仕や研究ができず、研修時間も自己研修にゆだねられている部分が多くなっています。
- ・ 市内で統一したサービスを行うための十分な財源が確保されていません。

(3) 推進項目

ア 児童図書コーナーの蔵書の整備と充実

- ・ 調べ学習や読書案内など様々な児童サービスに対応できるよう、児童図書コーナーの整備を図り、併せて資料収集方針及び選書基準に沿って、子どもたちに読書の楽しさが伝わり、また調べ学習に対応できる図書の収集・提供を行います。
- ・ 調べ学習に対し、内容の古くなった図書の更新を行うとともに、物語など長く読み継がれている図書の更新を行い、魅力的な蔵書構成をめざします。

イ ブックリストの作成

- ・ 本選びに悩むほど大量の本が出版されている現在、年齢に応じた読み聞かせや親子読書に利用できるよう、発達段階ごとのブックリストを作成して読書推進に活用します。

ウ 専門職員の配置と養成

- ・ 各図書館に司書が配置され、児童書に関する資料の収集と読書活動の推進が行われていますが、十分ではないため、増員を図ります。
- ・ 児童サービス専門職員の養成を図ります。

エ 保育所、幼稚園、学校、地域との連携

- ・ 保育所及び幼稚園に対する「貸出文庫」、おはなしマラソン^{*18}、公民館図書室や児童館への図書貸出、子育て支援センターや放課後児童クラブへの図書貸出を行

*17 主に10代の読者あるいは利用者を児童と成人の中間に位置し、独特の配慮をする利用者として、図書館等で意識して称するときに使う用語。YAサービスと略することが多い。

*18 浅羽中学校区の幼稚園にボランティアや図書館職員が出向き、読み聞かせ等を行う活動。

います。また、小学2年生又は3年生に対する「茶の間ひととき親子読書」図書の貸出については、対象を袋井市内全小学校に拡充します。

- ・ 市立図書館と学校図書館との間で、資料の相互貸借、連絡調整や定期的な情報交換等を行っていきます。

オ 各種おはなし会の開催

- ・ 年齢に応じた「おはなし会」や、夏季における「緑陰おはなし会」、絵本に関するワークショップを開催します。また、ストーリーテリングを実施し、未就学時から「耳から聞く物語」に触れる機会を持つようにします。
- ・ 保育所・幼稚園及び学校を訪問して、読み聞かせを行います。
- ・ 園児・児童を市立図書館に迎えて、利用案内と読み聞かせを行います。

カ 障害のある子へのサービス

- ・ 障害のある子どもたちのために「点訳本」、「録音図書」、「大活字本・絵本」、「布の絵本」等の資料の収集に努めます。
- ・ 特別支援学校等への団体利用促進の活動を行います。

キ 読みきかせボランティア組織の育成

- ・ 市立図書館では、それぞれに読み聞かせボランティアが活動をしていますが、方針や内容については、各図書館に任されているため、市立図書館ボランティアの組織の統一や連絡調整を図ります。

ク 情報発信の多様化

- ・ 図書館だよりや図書館ホームページなどにより、様々な利用者に対応した情報発信に努めます。また、図書館ホームページに子ども用のページを作成します。
- ・ 親子が一緒に読書する家庭が増え、また、親子で図書館を利用することが増えるよう広報・啓発を行います。

(4) 努力目標

ア 市立図書館の児童図書の蔵書冊数

平成23年度末現在での袋井市立図書館の児童図書の蔵書冊数は、97,465冊となっています。

子どもの読書活動の推進を図るため、児童図書の蔵書冊数を5年間で100,000冊としていきます。

イ 市立図書館の児童図書の年間貸出冊数

平成23年度末現在での袋井市立図書館の児童図書の年間貸出冊数は、238,226冊となっています。この貸出冊数を、啓発・広報活動により、5年間で、300,000冊数としていきます。

NO	目 標 項 目	平成23年度実績	平成28年度目標
1	市立図書館の児童図書の蔵書冊数	97,465冊	100,000冊
2	市立図書館の児童図書の年間貸出冊数	238,226冊	300,000冊

6 啓発・広報等における読書活動の推進

広く市民に「袋井市子ども読書活動推進計画」を周知するため、様々な機会での啓発・広報活動を行っていきます。

(1) 現状

- ・ 子ども読書活動推進啓発ポスターを作成し、事業のPRと促進を図りました。

(2) 課題

- ・ 家庭や地域等に十分な情報提供ができるよう、国、県及び近隣市町の情報も含め、様々な情報を収集・提供していく必要があります。
- ・ 書店への協力依頼と児童図書リスト及び啓発ポスターの配布、医療施設等に児童図書リスト及び啓発ポスターの配布をしていく必要があります。

(3) 推進項目

ア ホームページや広報紙による情報提供

- ・ 市役所や図書館、子育て支援のホームページや広報ふくろいによる情報提供を行います。

イ 子ども読書活動推進啓発ポスター等の作成

- ・ 本市における子ども読書活動推進計画のキャッチフレーズを取り入れたポスター、しおり等を作成し、保育所、幼稚園、学校、公民館、子育て支援センター、書店、医療施設等に配布し、事業のPRと促進を図ります。

ウ 書店への協力依頼

- ・ 市内の書店においては、それぞれに工夫をして、児童図書の販売などを行っています。今後は、子どもの読書活動の推進について、より一層の取り組みをしてもらうため、子ども読書推進協力店としての協力とPRをお願いしていきます。
- ・ 子どもの読書活動の推進を図るため、市内の書店に対して、市立図書館が作成

した子どものためのブックリストを配布します。

エ 医療施設等への図書リストの配布

- ・ 市内の医療施設等に、児童図書リストを配布します。

オ 「読書週間」及び「子ども読書の日^{*19}」を通じての啓発・広報

- ・ 「読書週間」及び「子ども読書の日」に関連して、学校、図書館などで、読書啓発活動を実施し、子どもだけでなく、広く市民に広報する機会とします。

(4) 努力目標

	NO 目 標 項	平成23年度実績	平成28年度目標
1	「子ども読書の日」(4月23日)に関連して読書啓発に取り組んだ学校数、市立図書館の割合	新規	80%
2	「読書週間」(10月27日～11月9日)に関連して読書啓発に取り組んだ学校数、市立図書館の割合	新規	80%

*19 平成13年12月に制定公布された子どもの読書活動の推進に関する法律により、国民の間に、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが、積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、設けられた日であり、4月23日をさす。



平成24年4月

編集・発行

静岡県袋井市教育委員会（袋井市立図書館）
〒437-0027 静岡県袋井市高尾町19-1
電話 0538-42-5325 F A X 0538-45-0569
H P <http://lib.city.fukuroi.shizuoka.jp/>
e-mail fukuroitosyokan@city.fukuroi.shizuoka.jp